

対象者：2024年度入学の学部1年生。
生計維持者の所得年額が1,000万円以下のもの。
他の奨学金との併給可。

公益社団法人員島育英会 奨学金給与規定

第1章 総 則

公益社団法人員島育英会定款第4条に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第1条 本会の奨学生となるものは、本会が承認する大学に在学し、学業、人物ともに優秀で学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類)

第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 大学奨学生

(奨学金の給与期間および金額)

第3条 奨学金を給与する期間は、採用の月より正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次のとおりとする。

大学奨学生 月 額 25,000円

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書の提出)

↓学内選考通過者のみ必要になります。
学内選考×切 7/10 (水)

第4条 ~~奨学生志望者は、別に定める本会あての奨学生願書に在学学長の推薦書および在学証明書を添えて本会に提出するものとする。~~

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、会長が決定し、その結果を在学学長を経て、本人に通知する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月分以上をあわせて交付することがある。

2 奨学金の交付は、金融機関を通じて行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、ただちに奨学金受領書を提出しなければならない。

ただし、奨学生が指定する金融機関の口座への振込の場合、当該口座への振込完了をもって、受領書の提出があったものとみなす。

(学業成績表の提出)

第8条 奨学生は毎年度末学業成績表を会長あてに提出しなければならない。

(異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、その理由を詳細に記載し、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき
- (2) 正規の期間内に進学できなかったとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき

(奨学金の休止および停止)

第10条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の給与を一時停止する。

- (1) 学業成績または操行が不良になったとき
- (2) 法令に違反する行いがあったとき
- (3) 重要な届け出を怠ったとき

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の交付を休止または停止されたものが、その事由が止んで在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学長の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。

- (1) 傷い疾病のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 第十条の2項1号及び2号において情状が著しく重いと認められるとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 休学、転学が適当でないと認められるとき
- (5) 前号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生はいつでも在学学長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 補 足

(実施細目)

第14条 この規定の実施について必要な事項は別に定めることができる。

付 則

この規定は、平成26年4月1日公益社団法人員島育英会の設立の登記の日から施行する。

(法人の設立許可年月日 大正14年6月17日)

(公益社団法人への移行認定登記日 平成26年4月1日)

付 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

第3条2項 大学奨学生月額25,000円に改める。(令和6年4月1日から施行する。)